



第2次大阪府健康増進計画【概要】

【根拠法令】

- 健康増進法 第8条 都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策（基本的な方向と推進目標）についての基本的な計画を定めるものとする。
- 平成17年12月「医療制度改革大綱」で、生活習慣病の予防は医療費適正化にも資することから、「治療重点の医療から疾病の予防を重視した保健医療体系へと転換を図る」とされた。
- 「健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現」をめざして平成13年8月に作成された「健康おおさか21」の理念、運動目標、基本方針を継承しつつ、メタボの予防と改善のための目標項目を加え、平成20年8月に「大阪府健康増進計画」を策定。

【国の次期計画における主な見直し点(基本的な方向)】(H24.7 大臣告示)

- 1 最終目標値に、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を設定
 - 2 主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
 - 3 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
 - 4 健康を支え、守るための社会環境の整備
 - 5 栄養、食生活、身体活動、運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善
- ⇒上記 5つの基本的な方向に対応して、53項目の具体的な目標を設定

前計画の評価：目標項目82項目のうち、「目標達成、或は未達成だが改善傾向」⇒ 約5割

大阪府（健康づくり課）

＜大阪府 地域職域連携推進協議会 及び 健康おおさか21 推進府民会議＞

食育推進ネットワーク会議

NCD（非感染性疾患）対策検討部会

がん、循環器、糖尿病、COPDの各疾患と、こころの健康等**主要施策の方向性**を検討

予防対策検討部会

NCD対策検討部会の取組み方針を受け、**具体的な予防対策**を検討

保健所（保健所圏域 地域職域連携推進協議会 等）

マスメディア

学識経験者

専門機関

行政（市町村）

地域・職域関連団体

保健医療関係者

全ての府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現

健康寿命の延伸

「日常生活に制限のない期間」の延伸を図る

健康格差の縮小

二次医療圏別の健康寿命を算出し、その差の縮小をめざす

がん

循環器疾患

糖尿病

COPD(慢性閉塞性肺疾患)

こころの健康

「たばこ対策」と「高血圧対策」に重点化しつつ、NCD（非感染性疾患）対策として総合的に取り組む

推進のための対策

主な取組

発症予防と重症化予防
個人の生活習慣の改善と社会環境の改善

たばこ対策（受動喫煙防止の推進）、高血圧対策（減塩のための社会環境整備）
⇒ 健診（検診）の場の活用・非肥満者等への取組

栄養・食生活

- ①減塩の推進
- ②食環境の整備
- ③食育の推進

身体活動・運動

- ①生活習慣病の予防
- ②健全なからだづくり
- ③介護予防事業との連携

休養・睡眠

- ①健やかな生活習慣の確立
- ②労働環境の改善

たばこ

- ①正しい知識の普及啓発
- ②禁煙サポートの推進
- ③受動喫煙防止の推進

アルコール

- ①多量飲酒防止の推進
- ②未成年者の飲酒防止
- ③妊娠中等の飲酒防止

歯と口の健康

- ①歯周病予防の推進
- ②定期的な歯科健診受診の推進
- ③幼児のむし歯予防の推進

《推進体制》

《目標》

《基本的な方向》

《分野別取組》